

主 文

被告人を懲役3年及び罰金70万円に処する。

未決勾留日数中110日をもその懲役刑に算入する。

その罰金を完納することができないときは、金5000円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

横浜地方検察庁で保管中の麻薬11本（令和7年領第3006号符号1-1-1-1、1-2-1-1、1-3-1-1、2-1-1-1、2-2-1-1、2-3-1-1、2-4-1-1、3-1-1-1、3-2-1-1、3-3-1-1、5-1-1）を没収する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は

第1 氏名不詳者らと共謀の上、法定の除外事由がないのに、令和6年10月19日午後10時2分頃から同日午後10時7分頃までの間に、相模原市（以下省略）

a 敷地内において、Aがa敷地内設置の自動販売機脇に置いた、BらがXから強奪した現金の一部約11万7000円、CらがYから強奪した現金及びDがb店設置の現金自動預払機から窃取した現金の一部約20万円並びにEがc店店員から詐取したネックレス1個を、それらが財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪行為により得たものであることを知りながら、a敷地内設置の自動販売機脇から回収して受領し、もって犯罪収益を収受した。

第2 氏名不詳者らと共謀の上、その頃から同日午後11時22分頃までの間に、前記現金合計約31万7000円及びネックレス1個が財産に対する罪に当たる行為によって領得されたものであることを知りながら、a敷地内から東京都八王子市（以下省略）被告人方まで携帯して運び、もって財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を運搬した。

第3 氏名不詳者らと共謀の上、法定の除外事由がないのに、同年11月1日午後

9時37分頃から同日午後9時39分頃までの間に、東京都練馬区（以下省略）当時のA方前において、同人が同所に設置した宅配ポストに入れた、FらがZから詐取した現金300万円を、それが財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪行為により得たものであることを知りながら、同所から回収して受領し、もって犯罪収益を收受した。

第4 氏名不詳者らと共謀の上、その頃から同日午後10時19分頃までの間に、前記現金300万円が財産に対する罪に当たる行為によって領得されたものであることを知りながら、A方前から東京都目黒区（以下省略）先路上まで携帯して運び、もって財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を運搬した。

第5 みだりに、令和7年5月21日、前記被告人方において、麻薬である6a・7・8・10a—テトラヒドロ—6・6・9—トリメチル—3—ペンチル—6H—ジベンゾ〔b・d〕ピラン—1—オール（別名デルタ9テトラヒドロカンナビノール）を含有する液体約6.994グラム（主文掲記の麻薬11本はその鑑定残量）を所持した。

（証拠の標目）略

（事実認定の補足説明）

1 被告人は、判示第1から第4までの各事実につき、強盗及び詐欺等の被害品であることを知らなかった旨供述し、弁護人も故意がないとして無罪を主張するため、当裁判所が判示のとおり犯罪収益等收受及び盗品等運搬の各犯罪事実を認定した理由を補足して説明する。

2 関係証拠から認められる本件の事実関係は、以下のとおりである。

(1) 本件犯行に至る経緯

被告人は、令和5年1月頃、成人式のお祝いの飲み会でGと知り合った。Gは、被告人の4歳年上の先輩であり、被告人を食事等に誘うようになった。被告人の食事代等は、Gが支払っていた。

その後、被告人は、Gから、指定された場所に行き、そこにある物を持ってGに

届けるという依頼を受けるようになった。被告人は、Gから、ガソリン代やお小遣い等として1回当たり1万円から3万円程度もらっていた。Gからの依頼は、いずれも置かれた物を回収するというもので、誰かから対面で受け取るということにはなかった。また、被告人は、Gからスマートフォンを買い直すように言われ、Gの費用負担で、自身のスマートフォンとは別のスマートフォンを購入し、当該スマートフォンでGと連絡を取り合っていた。

(2) 判示第1及び第2の犯罪収益等收受及び盗品等運搬事件（以下「第1事件」という。）

ア 被告人は、令和6年10月19日、Gから指示を受け、自宅のある東京都八王子市から相模原市内にあるdに向かった。

イ Aは、同日午後9時50分頃、a敷地内に設置された自動販売機と貯水タンクの土台の隙間に、封筒入りの現金合計約31万7000円及びネックレス1個（以下「第1事件被害品」という。）をビニール袋に入れて置き、その場を立ち去った。aはクレーンゲームやメダルゲーム等が設置されているアミューズメント施設であり、当該自動販売機と貯水タンクは、aの駐輪場付近に設置され、aの敷地内ではあるが、屋外にあって、道路に面しており、誰でも立ち入ることができる位置にあった。

被告人は、Gから指示を受け、dからaに向かい、同日午後10時2分頃から同日午後10時7分頃までの間に、当該自動販売機と貯水タンクの土台の隙間から第1事件被害品を回収し、自宅に持ち帰った。

ウ 被告人は、同月20日、第1事件被害品のネックレス1個及びそれとは別のネックレス1個をGから指示のあった埼玉県内のコンビニエンスストアの駐車場に持って行き、同所に駐車中の自動車に乗っていた氏名不詳者に渡し、現金約160万円ないし約170万円を受け取った。

被告人は、同月24日、Gのマンションに行き、Gに対し、当該現金と第1事件被害品の現金を渡した。

(3) 判示第3及び第4の犯罪収益等收受及び盗品等運搬事件（以下「第2事件」という。）

被告人は、同年11月1日、Gから指示を受け、A方に向かい、玄関前に置かれた宅配ポストを見たが、何も入っていなかったため、乗ってきた自動車に戻った。

Aは、同日午後9時34分頃から同日午後9時36分頃までの間に、当該宅配ポストの中に封筒入りの現金約300万円（以下「第2事件被害品」という。）を入れた。

被告人は、同日午後9時37分頃から同日午後9時39分頃までの間に、再度、A方に行き、当該宅配ポストの中から第2事件被害品を回収し、Gから指示のあった場所まで持って行き、Gにこれを渡した。

なお、当該宅配ポストには鍵は付いていなかった。

3 以上の事実関係を前提に、第1事件についての被告人の故意を検討する。

(1) 被告人は、依頼を受けて、アミューズメント施設の敷地内の屋外にある自動販売機と貯水タンクの土台の隙間の下に置かれた現金及びネックレス在中のビニール袋を回収した上、これを一旦自宅まで運搬し、後日Gに引き渡している。当該ビニール袋は誰でも簡単に立ち入ることができる場所に置かれており、誰かが監視していたり、鍵が掛けられていたりしたわけでもなく、誰にいつ持ち去られてもおかしくない状況であった。現金等の金品を屋外のどこかに置き、それを他人に取りに行かせるということ自体不自然であることに加え、その置かれた場所が上記のような状況であったことからすれば、Gが被告人に依頼した内容は、現金等の極めて重要な物の受渡し方法としては著しく不自然なものといえる。

そうすると、現金及びネックレス在中のビニール袋の受渡しとして上記のような著しく不自然な方法がとられたのは、Gが痕跡を残さないように不正に現金等の金品を取得しようとしているからであって、その理由として考えられるのは、当該金品が窃盗、強盗、詐欺等の不正な手段によって得られたものである可能性が高いからである。本件依頼がこれらの犯罪に基づいて置かれたものを回収するものである

ことを十分に想起させるものであり、被告人自身、当該ビニール袋内に現金等の金品が入っていることを認識していたのであるから、被告人は自己の行為が犯罪収益等收受及び盗品等運搬に当たる可能性を認識していたことを推認させる。

(2) また、被告人は、指定された場所に行き、そこにある物を持ってGに届けるという依頼の連絡用にGからスマートフォンを買い与えられたところ、先輩としての単なる頼み事であれば、被告人が元々持っていたスマートフォンを使用して連絡すれば足りるのであって、連絡用のスマートフォンをわざわざ新たに買い与える必要はない。このことも、Gの依頼というのが、Gが痕跡を残さないように不正に何らかの物を運搬、回収しようとするものであることを想起させる。

(3) 被告人は、現金等だとは分かっていたが、Gが経営する会社のお金だと思っており、税金対策等の理由で表に出せないお金なんだろうと思っていた旨供述する。

しかしながら、仮に会社のお金で表に出せない何らかの理由があったとしても、運搬や回収を会社の従業員ではなく単なる後輩で会社の業務とは無関係の被告人に依頼する理由はない。被告人に依頼する何らかの理由があったとしても、そのような重要な物であれば、会社の従業員から直接手渡しの方法で受け取るのが自然かつ合理的であると考えられるところ、非対面の方法で、むき出しの状態のビニール袋をアミューズメント施設の敷地内に放置するなど考えられない。仮に会社のお金で税金対策等の必要があったとしても、受渡し方法として著しく不自然であることに変わりない。被告人がGに対して運搬や回収する物が会社のお金であることを確認したわけでもなく、犯罪収益等收受及び盗品等運搬に当たる可能性があるとの認識が排除されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

(4) このような事実関係の下においては、被告人は、自己の行為が犯罪収益等收受及び盗品等運搬に当たるかもしれないと認識しながら第1事件被害品を回収したと認められ、上記各罪の故意に欠けるところはなく、共犯者らとの共謀も認められる。

4 次に、第2事件についての被告人の故意も検討すると、被告人は、Gの依頼

に基づいて、面識のない他人のアパートの玄関前に設置された無施錠の宅配ポスト内に置かれた現金在中の封筒を回収した上、これをGに引き渡しており、多額の現金という極めて重要な物の受渡し方法としては著しく不自然なものといえる。この封筒は現金が二、三百万円くらいは入っているであろう厚さがあり、被告人も多額の現金が入っていることを認識していた。仮に会社のお金で税金対策等の必要があったとしても、受渡し方法として著しく不自然であることに変わりないことは、第1事件と同様である。

そして、第1事件の後、Gの依頼による自己の行為が犯罪収益等收受及び盗品等運搬に当たる可能性があるとの認識が排除されるような事情は見当たらない。

そうすると、第2事件についても犯罪収益等收受及び盗品等運搬の故意並びに共犯者らとの共謀が認められる。

(法令の適用) 略

(量刑の理由)

量刑の中心となる判示第1から第4までの被告人の行為は、いわゆる匿名・流動型犯罪グループの指示役が盗品等を不正に取得することに手を貸すものであり、この種の犯罪グループの犯行を助長するものであって悪質である。收受等した物も現金のみでも330万円を超え、多額といえる。組織的な犯行の中で被告人が果たした役割を見ても、インターネットを通じて集められた面識のない末端の実行者らとは異なり、指示役と面識があり、その人物に盗品等を運搬するという重要な役割を担っており、その刑事責任は重い。

また、少なくない量の違法薬物を所持していたことにも非難が向けられる。

他方で、被告人が犯罪グループの中では比較的末端の立場にあったこと、盗品等の認識は否定するものの、結果的に犯罪に加担したことについては反省していること、捜査機関に指示役の名前を明かすなどして捜査の進展に貢献したこと、被告人の父親が出廷し今後の監督を約束していること、被告人には前科前歴がないこと等被告人に有利な事情も認められるが、実刑を回避すべきほどの事情ではない。

そこで、被告人に対しては、主文の懲役刑に処するとともに、この種犯罪が経済的にも割に合わないことを認識させるため、主文の罰金刑を併科することとした。

(求刑・懲役4年6月、罰金100万円、主文同旨の没収)

令和8年3月16日

横浜地方裁判所第5刑事部

裁判官                      菅      野      裕      希